

災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定

神奈川県、横浜市及び川崎市（以下「甲」という。）と神奈川県石油業協同組合（以下「乙」という。）とは災害時における徒歩帰宅者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、神奈川県域で地震等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に交通が途絶し、帰宅することが困難な者のうち、やむを得ず徒歩で帰宅する者（以下「徒歩帰宅者」という。）を支援するため必要な事項を定めるものとする。

（支援の内容）

第2条 甲は乙に対し、災害時に次の各号について支援を要請することができるものとする。

- (1) 乙の組合員の給油所において、徒歩帰宅者に対し一時休憩所として、飲料水、トイレを提供すること。
- (2) 乙の組合員の給油所において、徒歩帰宅者に対しラジオの音声を流しておくなどの他、テレビ等による情報の提供、地図等による通行可能な道路に関する情報を提供すること。

（支援の実施）

第3条 乙は前条の規定により、甲から支援の要請を受けたときは、その緊急性に鑑み可能な範囲内において、徒歩帰宅者に対し支援を実施するものとする。ただし、甲から乙に対し、通信の途絶により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで支援を実施することができるものとする。

（経費の負担）

第4条 前条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

（情報の交換）

第5条 甲及び乙は、災害時において協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第7条 この協定は、平成15年5月29日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成15年5月29日

甲 横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 松 沢 成 文

横浜市中区港町1丁目1番地
横浜市長 中 田 宏

川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市長 阿 部 孝 夫

乙 横浜市中区万代町3丁目5番3号
神奈川県石油業協同組合
理事長 森 洋